

王子ゴルフガーデン春日井 ICカード利用約款

第1条 (趣旨)

王子ゴルフガーデン春日井(以下「当練習場」という。)は、王子ゴルフガーデンICカード(以下「本カード」という。)をこの約款にしたがって取り扱うものとし、当練習場利用者は、この約款にしたがって利用していただきます。

第2条 (カードの種類)

当練習場が発行する本カードの種類は次の通りといたします。

- ① 利用者本人が、所定の申込用紙に必要事項を記入し利用者登録をした本カード(以下「会員カード」という。)
- ② 利用者本人が、利用者登録をしていない本カード。

第3条 (本カード利用方法)

- ① 本カードは、当練習場以外での利用はできません。
- ② 本カードは、当練習場に設置されている自動入金機で入金後ご利用いただけます。
- ③ 本カードに入金できる金額の上限は50,000円です。
- ④ 本カード内の残高及びポイントにつきましては、当練習場フロント受付機でご確認いただけます。

第4条 (本カードがご利用いただけない場合)

- ① 本カードが偽造または変造されたものであるとき
- ② 本カードが違法に取得されたものであるとき、または違法に取得されたカードであると知りながら、もしくは知ることができる状況で取得されたとき。
- ③ 本カードの破損、当練習場のパソコンの故障、停電等により、ご利用可能残高及びポイントを読み取ることができないとき。

第5条 (登録カードの再発行)

- ① 本カードのご利用残高及びポイントの読み取りができず、またはその記録に異常があった場合には、会員カード利用者は、当練習場が定める方法で当該カードを提出し、再発行を受けることができます。
- ② 前項の取扱いに際し、登録カードのご利用可能残高及びポイントは、当練習場保存の記録等を総合して推計し付与します。
- ③ 会員カードを再発行する場合は、再発行手数料550円(税込)を頂きます。
- ④ 会員カードを再発行する場合は、本人確認のために身分証明書を提示していただきます。
- ⑤ 利用者登録がされていないカードは、いかなる場合でも再発行いたしません。

第6条（カード利用の停止・利用資格の喪失）

お客様が本規約に違反した場合もしくは違反する恐れがある場合、その他当練習場が必要と求めた場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずして本カードの利用資格を喪失させ、かつ本カードを無効とすることができるものとします。

第7条（カードの失効）

- ① 当練習場の機器を利用された日の翌日を起算日として1年間利用されなかった場合、本カード内の残高及びポイントは失効いたします。
- ② 故意にカードを折り曲げたり、磁気に近づけるなどして破損させた場合には、本カード内の残高及びポイントは失効いたします。
- ③ 当練習場は、お客様が以下の各号のいずれかに該当した場合および当練習場の約款に基づき除名された場合、通知、催告を要することなく本カード内の残高及びポイントを失効させることができるものとします。
 - i) 申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - ii) 暴力団関係者であることが客観的に事実に基づき判明したとき
 - iii) 前号に該当する者を同伴し当練習場を利用させたとき
 - iv) 本規約、利用約款、当練習場の規則に違反し、当練習場が利用者として不適格であると判断したとき
 - v) 本カード利用にあたり、不正な行為があったとき
 - vi) 本カード所有者が死亡、または保佐、後見開始の審判を受けたとき

第8条（カードの紛失、盗難等）

カードの紛失、盗難その他の事由で不正使用されたことにより、損害が生じた場合であっても当練習場はその責任を一切負いません

第9条（換金の原則禁止）

- ① 本カード内の残高及びポイントを換金することはできません。
- ② 本カード内の残高及びポイントは、いかなる場合にも返金いたしません。

第10条（天災による損害）

天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、本練習場は一切責任を負いません。

第11条（約款の改定）

本約款は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。その場合は一定の周知期間をとるものとします。